

高齢社会を迎えすべての人が安心して暮らせる環境づくりのための

税制

(1) 交通バリアフリー設備の特別償却制度の延長（所得税、法人税）

内 容

高齢者・障害者等が鉄道駅、路面電車、バス及びタクシー車両を安全かつ容易に利用できるようにするため、これらの施設に特定設備を取得した場合の特別償却制度の適用期限を2年間延長する。

所得税、法人税：

- ・既設の鉄道駅のエレベーター・エスカレーター 特別償却 15%
- ・低床型路面電車、リフト付きバス、ノンステップバス、リフト付きタクシー、スロープ付きタクシー 特別償却 20%



障害者対応型エレベーター



ノンステップバス



リフト付きバス



車いす対応エスカレーター



リフト付きタクシー



スロープ付きタクシー

本税制上の支援措置を講じることによって、交通事業者に対して上記の交通バリアフリー設備の導入を促し、公共交通機関のバリアフリー化が推進される。